

4 「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について（指針）（案）」について

1 経緯

東日本大震災の発生を受け、市町教育委員会の防災関係課長、公立小中学校及び県立学校の校長等をメンバーとする「学校防災緊急対策プロジェクト」を6月に設置し、これまでの学校における防災対策・防災教育について根本的に見直し、今後の防災対策・防災教育のための指針を策定することとしました。

2 指針案の概要

1 本指針について

指針案 1ページ

(1) 目的

学校の防災対策・防災教育の課題に対して、県内すべての教育委員会及び公立学校において、取組の見直しや強化を行うための方向性と具体的な対応例を示しました。

今後、本指針に基づき、市町等教育委員会及び三重県防災危機管理部と連携のもと、学校の防災対策・防災教育を進めていきます。

(2) 取組主体

三重県教育委員会、県立学校、三重県内の市町等教育委員会、公立小中学校

(3) 県の計画等との関係

本指針は、10月に公表された「三重県緊急地震対策行動計画」との整合を図りつつ、学校の防災対策・防災教育についてより具体的な課題と今後の指針を示したものとなっています。

2 これまでの学校防災の主な取組

指針案 2～4ページ

三重県教育委員会の主な取組

- (1) 公立学校の耐震化：県立高校 96.6%、県立特別支援学校 100%
公立小中学校 95.2% （平成23年4月1日現在）
- (2) 防災教育推進校（平成16年度から継続実施）
- (3) 「防災教育用ビデオ」の作成、配付（平成16年度）
- (4) 「防災教育用プレゼンテーション教材」の作成・配付（平成19年度）
- (5) 校内放送と連動した緊急地震速報システムの整備（平成20年度）
- (6) 学校における防災の手引の作成・配付（平成22年度）

3 現在の防災対策・防災教育の課題と今後の指針

指針案 5～32 ページ

学校の防災対策・防災教育の課題を15に分類し、「今後の指針」、「取組主体、取組期間」、「対応例」を記載しました。

「取組期間」は、平成24年度末までに早急に取り組むものを「短期」、可能なものは早期に着手するが24年度以降も継続して取り組むべきものを「中長期」としました。

【ハード】

(1) 学校施設の耐震整備 (5 ページ)

課題 ① 耐震化の未完了、施設・設備の老朽化

② 屋上、高所への避難経路の未整備

指針 ① 優先度を決めた対策工事の実施

② 市町、地域と連携し、屋上への避難階段や高台への避難経路の整備

(2) 非構造部材の耐震化 (7 ページ)

課題 ① 非構造部材の耐震化が不十分

指針 ① 非構造部材の耐震点検を実施し、耐震化を推進

屋内運動場の天井等の落下防止対策の優先

(3) 学校の防災機能の充実 (9 ページ)

課題 ① ライフラインの途絶、帰宅困難な児童生徒の発生

② 緊急地震速報の未整備

指針 ① 水、食料、トイレ、発電機、毛布等の備蓄の整備

② 校内放送と連動した緊急地震速報の整備

【ソフト】

(4) 防災に関する計画の充実 (11 ページ)

課題 ① 学校の防災に関する計画の実効性を検証する仕組みが不十分

② 学校の防災に関する計画の中の、津波に関する記述が不十分

③ 学校の立地条件により、津波警報が出た際の一律対応の難しさ

④ 休日・夜間に、大津波警報等が発表された場合の行事等対応の方針が必要

⑤ 災害発生後の児童生徒等への対応、避難所運営に対する支援等が未経験

⑥ 停電や交通網の遮断を想定したマニュアルが未作成

指針 ① 学校の防災に関する計画の防災関係機関、専門家による検証の実施

② 学校の防災に関する計画への津波に関する記述の記載

③ 大津波警報等が発表された場合の避難、休校の判断基準の決定

④ 休日・夜間に大津波警報等が発表された場合の、行事や部活動の在り方の関係団体を含めた整理

⑤ 避難所運営の支援や学校再開等、災害発生後の対応を学校の防災に関する計画に記載

⑥ 学校の防災に関する計画に、ライフライン、交通の途絶を想定した対応を記載

(5) ハザードマップ等の活用 (13 ページ)

- 課題 ① 古いハザードマップの使用やハザードマップの活用が不十分
② ハザードマップの想定を超えた事態が起こる可能性

- 指針 ① 国、県、市町が作成した、最新の地震、津波、水害、土砂災害等に対するハザードマップの活用
② ハザードマップの想定を超えた地震・津波が発生することを認識

(6) 避難する場所の決定 (15 ページ)

- 課題 ① 想定された浸水域や高さを超えた津波により、避難所(学校等)で被害が発生
② 津波や洪水の際に、安全に避難できる高所、建物の不存在
③ 「家に近い場合は家に、学校に近い場合は学校へ」という考え方の適否

- 指針 ① 二次避難場所、必要に応じた三次避難場所の決定
② 校舎より高い場所や地域の建物の活用、市町の避難計画の確認
③ 沿岸部においては、津波避難を前提にした避難場所を確認の上、児童生徒に指導

(7) 避難経路の決定 (17 ページ)

- 課題 ① 校舎内の避難経路における転倒、落下、火災による避難への支障の発生
② 校外の避難経路における、塀の転倒、崖崩れ・地滑り、火災等の危険、高台への避難経路の未整備

- 指針 ① 校舎内の避難経路における、転倒・落下防止対策、ガラスの破損対策、火災予防等必要な対策の実施と日常的な管理
② 校外の避難経路の確保および市町の防災関係課や地域との連携による整備の実施

(8) 情報収集および伝達 (19 ページ)

- 課題 ① 災害発生時の通信途絶、停電等による情報の途絶
② バス・鉄道・船舶の事業者との連携

- 指針 ① 複数の連絡手段の確保および孤立した際の対応の事前の検討
② 災害時におけるバス等運行事業者との連絡方法の確認

(9) 登下校中の対応 (20 ページ)

- 課題 ① 登下校時の災害発生に対する具体的対応の検討の不足
② 登下校時の災害発生に対する学習や訓練の不足
③ 登下校時に災害が発生した際の、地域における児童生徒の安全確保
④ 災害発生時のスクールバスへの連絡途絶

- 指針 ① 登下校時の災害発生を想定し、児童生徒の安全確保、安否確認などの対応の決定と学校の防災に関する計画への記載
② 登下校時の災害発生を想定し、通学経路の安全確認と児童生徒への避難行動の指導及び訓練の実施
③ 家庭や地域への協力要請
④ スクールバスへの災害情報の伝達方法、連絡方法、避難場所などの決定

(10) 児童生徒の保護者への引き渡し (22 ページ)

課題 ① 安全な引き渡し方法の確立が不十分

② 引き渡し訓練が不十分

指針 ① 安全に配慮した、引き渡しの時期、方法の見直しと保護者への周知

② 引き渡し訓練の実施

(11) 様々な支援を必要とする児童生徒への対応 (23 ページ)

課題 ① 被災した児童生徒の一人ひとり異なった課題発生の可能性

② 特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな対応

③ 日本語指導が必要な児童生徒にとっての、防災に関する言葉の意味の難しさ

指針 ① 被災した児童生徒の状況把握と心のケア等のきめ細かな対応への備え

② 特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな対応の決定

③ 日本語指導が必要な児童生徒への、わかりやすい日本語や映像による防災教育の実施

(12) 避難所の運営 (25 ページ)

課題 ① 多人数の長期避難への対応の準備不足

② 地域住民の避難を想定した施設利用等の未整理

③ 休日・夜間に災害が発生した場合の地域住民の学校への避難に対する対応が未整理

指針 ① 避難所運営に関する、自治会、市町の防災担当課と学校の連携、協議の実施および避難所運営訓練への協力

② 避難所運営支援に関して、学校の防災に関する計画へ記載

③ 鍵の保管や解錠について地域と学校の協議の実施

(13) 地域との連携 (27 ページ)

課題 ① 防災に関する学校と地域との連携が不十分

② 幼稚園、小学校等が連携した避難が必要

指針 ① 保護者や地域住民と合同の啓発・訓練、避難経路の確保、登下校時の児童生徒の安全確保など、地域と連携した取組の実施

② 校区の幼稚園、小学校、中学校等が連携した、合同避難訓練の実施

(14) 防災教育（防災学習・避難訓練等）の充実 (29 ページ)

課題 ① 津波に対する防災教育が不十分

② 発達段階に応じた防災学習の指導計画の充実

③ 防災についての関心や取組が不十分

④ 津波からの避難に要する時間等の検証

⑤ 寄宿舍や寮の緊急対応

指針 ① 津波を想定した防災学習の実施

② 発達段階に応じた系統的な指導計画の策定や教材の作成

③ 学校安全計画に基づいた防災対策・防災教育の実施

④ 津波からの避難に要する時間の検証

⑤ 寄宿舍や寮における夜間等の災害対応の計画策定と訓練の実施

(15) 災害発生時に備えた教職員の育成等 (31 ページ)

- 課題 ① 教職員の防災に対する意識の向上
② 災害の発生時刻、授業の場所、職員数など、様々な条件に応じた教職員の役割分担
③ 防災の知識やスキルを持つ教職員の不足
④ 被災した学校に対する、学校再開に向けた支援体制が不明確
- 指針 ① 教職員研修や、学校における防災学習支援
② 災害発生に備え、校長を中心とした体制の確立と、災害発生時刻、発災後に必要な対応などを踏まえた学校の防災に関する計画の見直し
③ 学校における防災リーダーとなる教職員の育成
④ 被災した学校に対する、支援体制・方法の検討

4 今後の学校防災に関する重点方策

指針案 33～35 ページ

県教育委員会が防災危機管理部及び市町教育委員会と連携のもと、学校防災の取組を進めるための5つの重点方策を示しました。

- (1) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震化
- (2) 避難場所、避難経路の確保
- (3) 学校の防災機能の強化
- (4) 学校が取り組む防災対策・防災教育に対する支援
- (5) 学校防災に資する教職員の育成

3 今後の予定

12月22日(木)の教育委員会定例会に、「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について(指針)」案を提案する予定です。

5 本県のスポーツの推進にかかる今後の取組について

1 本県の取組状況

(1) 国民体育大会など大規模大会の開催

平成 30 年には、東海ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）において、三重県を中心県として総合開会式や多くの競技種目が実施されます。

また、昭和 50 年の「みえ国体」以降、2 巡目となる国民体育大会の平成 33 年開催に向け、11 月 15 日には、平成 33 年第 76 回国民体育大会開催要望書を文部科学省、公益財団法人日本体育協会へ提出したところです。

本県では、これまでスポーツ振興に係る施策を実施してきましたが、これら大規模大会の開催を一過性のイベントとするのではなく、開催に向けた取組を契機に、本県のスポーツをより一層推進していく必要があります。

2 国の動向

(1) スポーツ基本法の制定

国においては、これまでのスポーツ振興法に変わり、本年 8 月にスポーツ基本法が施行されました。

スポーツ基本法では、スポーツを世界共通の文化とし、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」（スポーツ権）としています。

また、「スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。」として、一層のスポーツの推進を図ることとしています。

さらに、地方公共団体に対しても、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施することとされています。

3 本県におけるスポーツ推進

(1) 三重県スポーツ振興審議会での審議状況

本年度の審議会では、大規模大会の開催に向けた取組を契機として、本県のスポーツ推進を図るための取組等について審議しました。（8 月 5 日、8 月 17 日開催）

当初、審議会では、本県の今後のスポーツ推進について取り組むべき方向性を取りまとめることとしていましたが、スポーツ基本法の施行（8 月 24 日）により、条例改正による新たな審議会の設置等の必要が生じたため、方向性を確認するにとどまりました。

審議会における主な意見は、次のとおりです。

- 学校での体力の向上に向けた取組については、外部人材の活用や企業の協力を得ることも大切である。
- 子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進める必要がある。
- スポーツを推進するにあたっては、産業振興等をはかる視点も必要である。
- 競技力の向上には、ジュニアからの選手の養成を計画立てて行うことが必要である。
- 県民がプロ野球やサッカーJ1などのプロのスポーツを楽しむためのスポーツ施設等の整備について、検討する必要がある。

(2) 三重県スポーツ推進審議会の設置

国のスポーツ基本法の制定に伴い、新たに三重県スポーツ推進審議会条例を制定し、三重県スポーツ推進審議会を設置しました。(資料1)

新たな審議会においては、これまでの審議内容を踏まえ、本県のスポーツ推進にかかる取組方向や「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直しについて審議していくこととしています。

4 今後のスポーツ推進

(1) みえのスポーツの取組方向

スポーツを取り巻く環境は、国のスポーツ基本法の制定や平成33年の国民体育大会の開催招致表明など、情勢の変化が生じてきています。

特に、スポーツの推進にあたっては、スポーツが経済の発展に寄与するなど、スポーツの多面的な効果も視野に入れる必要があります。

このような新たな情勢変化等を踏まえ、スポーツを通して地域に活力が生まれ、夢、感動、勇気が得られるとともに、郷土を愛する意識や一体感が醸成されるよう、県や市町、団体、地域、県民等がそれぞれの役割を担いながら、スポーツを通じた地域づくり、人づくりをめざす必要があります。

(2) 審議会における意見の取りまとめ

現行の第7次三重県スポーツ振興計画の基本施策を推進するため、情勢変化や新たな視点等を踏まえながら、本県のスポーツ推進にかかる今後の方向性や取組について審議し、今後の施策に反映させていきます。

また、併せて、本県のめざすべきスポーツ推進のあり方を踏まえて、「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直しについて、三重県スポーツ推進審議会において審議を進めます。

第1期 三重県スポーツ推進審議会委員名簿

(平成23年11月25日～平成25年11月24日)

(五十音順)

	委員名	性別	所属・職名
1	石川 郷子	女	三重県PTA連合会 副会長
2	石原 正敬	男	三重県町村会 (菰野町長)
3	宇津木 妙子	女	NPO法人ソフトボール・ドリーム 理事長
4	垂髪 隆一	男	三重県高等学校体育連盟 副会長 (三重高等学校長)
5	加藤 公	男	スポーツドクター 鈴鹿回生病院整形外科医師
6	斎藤 陽二	男	三重県市町教育長会 (鳥羽市教育委員会教育長)
7	杉田 正明	男	三重大学教育学部教授
8	鈴木 忠彦	男	三重県小学校体育研究会 会長 (四日市市立河原田小学校長)
9	田村 貢	男	(株)アルビレックス新潟 社長
10	津幡 佳代子	女	(社)三重県レクリエーション協会 事務局長
11	鶴原 清志	男	三重大学教育学部教授
12	西村 泰一	男	三重県中学校体育連盟 会長 (津市立芸濃中学校長)
13	林 法子	女	三重県障害者スポーツ指導者協議会 理事
14	馬場 宏	男	三重県スポーツ推進委員協議会 会長
15	日沖 靖	男	三重県市長会 (いなべ市長)
16	増田 明美	女	スポーツジャーナリスト
17	馬瀬 隆彦	男	三重県立四日市工業高等学校 教諭
18	宮嶋 泰子	女	(株)テレビ朝日アナウンサー
19	宮本 ともみ	女	女子サッカー選手 伊賀FCくノ一所属
20	安井 みどり	女	(財)三重県体育協会 理事

6 審議会等の審議状況（平成23年9月14日～平成23年11月21日）

1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	第2回三重県教育改革推進会議
2 開催年月日	平成23年10月20日
3 委員	<p>会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 稲垣 元美 他17名</p> <p style="text-align: right;">（出席者13名）</p>
4 諮問事項	三重県教育ビジョンの「主な取組内容」の具体的方策について
5 調査審議結果	<p>これまでの3つの分科会の審議内容を集約した「中間まとめ」をもとに、各分科会座長からの報告を受けて、全体でさらに議論を深めました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力と学ぶ意欲は密接に関係している。学校・家庭・地域が協力し、学ぶ意欲をつけていく取組が必要である。 ・フランスでは行政がインターンシップ先に企業や農家の受け入れ態勢を審査し、認定した上で行政が費用を負担する制度がある。参考にしてはどうか。 ・郷土教育の一部として、地域の産業に対する理解の促進等についての具体的方策の議論をさらに進める必要がある。このことはキャリア教育とも関連する。 ・グローバル化の中で、自らの国や地域に誇りを持つようなアイデンティティを身につけることが必要である。そのためには、地域の中でさまざまな人々との交流など、リアリティのある取組が必要である。
6 備考	<p>次回開催日：平成23年12月14日</p> <p>今後の予定：本年度中に5回の全体会に加え、延べ14回の分科会を開催し、平成24年2月頃に審議まとめを報告予定</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回第1分科会
2 開催年月日	平成23年9月26日
3 委員	座長 山田 康彦 委員 稲垣 元美 他5名 (出席者6名)
4 諮問事項	「学力の向上」にかかる具体的方策について
5 調査審議結果	<p>これまでの2回の審議を踏まえて、分科会としての議論の集約に向けて、委員からの意見やそれに対する具体的方策について議論を深めました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校間で連携して学びを引き継ぐために、県と市町が協力して支援を行っていくことが必要である。 ・校長のリーダーシップのもと、指導力の向上に向けたチームワークのとれた取組を進めることが大切である。 ・教員同士が課題を共有し、お互い検証しながら、子どもたちが参加したくなる授業を展開してほしい。 ・行政として、地域全体に教育への関心を向けていく方策を考える必要がある。また、学校と地域をつなぐ者の存在、役割が大きい。 ・子どもや教員のやる気につながるよう、県が市町と連携して、学校現場を支援することが大切である。 ・家庭でも、子どもの学力向上に向けて、できることは取り組むべきである。 ・子どもたちが学び合う関係づくりや、家庭・地域が学校を支援する仕組みづくりを進めていく必要がある。
6 備考	<p>次回開催日：平成23年11月8日</p> <p>今後の予定：次回第4回までの審議経過を、12月に開催予定の全体会に報告し、そこでさらに審議を深める予定</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回第1分科会
2 開催年月日	平成23年11月8日
3 委員	座長 山田 康彦 委員 稲垣 元美 他5名 (出席者6名)
4 諮問事項	「学力の向上」にかかる具体的方策について
5 調査審議結果	<p>全体会での審議を受けて、分科会としての議論の最終的な集約に向けて、具体的方策について議論を深めました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態に応じた少人数教育を進めるべきである。 ・学力向上には、学ぶ側の学ぼうとする姿勢が必要であり、ハングリー精神を持たせる教育が重要である。 ・子どもたちの「分かる喜び」や「考える楽しみ」につながるような授業づくりを進めることが重要である。 ・学校が積極的に情報発信し、関係機関と話し合う機会を大切にしていかなければいけない。 ・学校に期待されることは大きい。多くの課題をプログラム化し、まとまった方針を持って進めていく必要がある。 ・落ち着いて自ら学習に取り組む姿勢を身につけさせるため、家庭教育の重要性を保護者に理解してもらう必要がある。 ・教育力向上という広いテーマで、関係主体と連携して県民運動を展開する必要がある。
6 備考	今後の予定：12月14日開催予定の全体会で、各分科会での審議状況を報告し、全体として「審議のまとめ」を作成する予定

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回第2分科会
2 開催年月日	平成23年9月30日
3 委員	座長 杉浦 礼子 委員 太田 浩司 他5名 (出席者7名)
4 諮問事項	「キャリア教育の充実」にかかる具体的方策について
5 調査審議結果	<p>これまでの2回の審議を踏まえて、分科会としての議論の集約に向けて、委員からの意見やそれに対する具体的方策について議論を深めました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が「働きたい」と思うようになる、あるいは生徒の将来の社会的自立につながるキャリア教育の具体的な取組が必要である。 ・障がいのある生徒について、企業が雇用に結びつけるには、生徒の可能性について、情報を得る機会が必要である。 ・障がいのある生徒の就労に関しては、障がいの程度と仕事内容のマッチングを丁寧に行う仕組みや制度が必要である。 ・企業のキャリア教育の手法や、社員憲章などが掲載されている社員手帖等を利用して、教職員の資質向上に役立ててはどうか。 ・学校の指導計画にキャリア教育を位置づけることが大切である。
6 備考	<p>次回開催日：平成23年11月17日</p> <p>今後の予定：次回第4回は、高等学校のあり方も含めて審議し、そこまでの審議経過を12月に開催予定の全体会に報告し、そこでさらに審議を深める予定</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回第2分科会
2 開催年月日	平成23年11月17日
3 委員	座長 杉浦 礼子 委員 太田 浩司 他5名 (出席者7名)
4 諮問事項	「キャリア教育の充実」にかかる具体的方策について 「県立高等学校のあり方」について
5 調査審議結果	<p>全体会での審議を受けて、分科会としての議論の最終的な集約に向けて、具体的方策について議論を深めました。</p> <p>(主な意見)</p> <p>「キャリア教育の充実」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場は、企業がどのような人材を必要としているかということ把握し、教育内容を充実する必要がある。 ・仕事に対する使命感を持つためには、人間的な成長が必要であり、キャリア教育とは人間教育でもあると言えるのではないか。 ・社会経済情勢の変化の激しい中で、モノづくりやサービスの品質を大切にするという日本の教育は重要である。日本に元々あるそうした教育を見直し、人間としていかに育てるかを、学校も家庭も徹底していくことが必要である。 <p>「高等学校のあり方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門学科で学んでも、専門性を生かした就職が難しい現実がある中で、専門高校のあり方については、地域産業の要請に基づき設置された経緯を踏まえ、審議していく必要がある。
6 備考	今後の予定：12月14日開催予定の全体会で、各分科会での審議状況を報告し、全体として「審議のまとめ」を作成する予定

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第3回第3分科会
2 開催年月日	平成23年9月26日
3 委員	座長 皆川 治廣 委員 植村 久仁子 他4名 (出席者5名)
4 諮問事項	「郷土教育の推進」にかかる具体的方策について
5 調査審議結果	<p>これまでの2回の審議を踏まえて、分科会としての審議の集約に向けて、委員からの意見やそれに対する具体的方策について議論を深めました。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、良い事例を教職員間で共有すること、市町では、学校での取組を支援する体制を整えることが必要である。 ・県が郷土教育の取組を担えるコーディネーター的な人材を、主導的に養成することを検討すべきではないか。 ・学校の取組を地域に対して積極的に発信することで、大人が子どもの興味や関心を知ることになり、郷土教育の協力者の掘り起こしにもつながる。 ・ALTによる外国語活動等を小学校の段階から行うことで、郷土の情報発信の取組に発展させることができる。 ・地域の食材・食文化などは、郷土について語りやすく、人とのつながりをつくる上で格好のコンテンツといえる。 ・郷土教育においては、人と社会とのつながりを実感することで、子どもたちが自発的に地域への興味や関心を持ち、かつそれを継続するという視点が大変重要である。
6 備考	<p>次回開催日：平成23年11月2日</p> <p>今後の予定：次回第4回までの審議経過を、12月に開催予定の全体会に報告し、そこでさらに審議を深める予定</p>

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議 第4回第3分科会
2 開催年月日	平成23年11月2日
3 委員	座長 皆川 治廣 委員 植村 久仁子 他4名 (出席者5名)
4 諮問事項	「郷土教育の推進」にかかる具体的方策について 「地域と共に創る学校づくり」にかかる具体的方策について
5 調査審議結果	<p>全体会での審議を受けて、分科会としての議論の最終的な集約に向けて、具体的方策について議論を深めました。</p> <p>(主な意見)</p> <p>「郷土教育の推進」にかかる具体的方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土への思いを綴った文章を残していくことも、有意義な取組ではないか。 ・県内各地域にある農山漁村文化への理解も、重要な視点である。 ・市町との連携を進めるにあたっては、取組に対する温度差や格差をなくしていくことが重要である。 <p>「地域と共に創る学校づくり」にかかる具体的方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母校への熱い思いを持つ卒業生を活用し、学校を支援する仕組みがあると良い。 ・学校のニーズが分からなければ、地域も協力できないので、まずは学校が自ら地域に開いていく必要がある。 ・学校が困りごとを相談するなど、地域に協力を求めていることを発信していけば、協力も得られる。 ・学校長やPTA会長の考え方、姿勢によって、学校の開放や地域との協力関係も変わってくる。 ・地域との信頼関係構築を踏まえた学校づくりには、校長の任期は最低5年程度必要である。
6 備考	今後の予定：12月14日開催予定の全体会で、各分科会での審議状況を報告し、全体として「審議のまとめ」を作成する予定

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成23年9月15日
3 委員	座長 水谷 正 委員 大久保修三 他3名 (出席者5名)
4 諮問事項	社会教育振興のための社会教育委員制度の活用について
5 調査審議結果	<p>社会教育委員の会議と行政の円滑な連携をどう確保していけばよいかについて審議しました。</p> <p>〈主な意見等〉</p> <p>①「会議開催の趣旨」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の推進に関して何が重要かという視点が大切である。 ・何を諮問問題（審議テーマ）にするのか、具体的な内容を十分吟味する必要がある。 <p>②「研究調査の重要性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意の専門部会や自主的な研究調査の実施とそれに対する事務局の支援体制の確保が必要である。 <p>③「先進事例の紹介」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員の会議の意見具申や政策提言は、どのように社会教育計画や政策に活かされているか、先進的な取組を紹介していくことが大切である。
6 備考	次回開催日：平成23年11月14日

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成23年11月14日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 大久保 修三 他4名 (出席者6名)
4 諮問事項	社会教育委員の制度を活かした社会教育の振興について
5 調査審議結果	<p>社会教育施策の企画にあたって、社会教育委員の専門的意見をどのように活かしていくかについて審議しました。</p> <p>〈主な意見等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の課題や施策に関する情報共有のための研修会等が効果的である。 ・地域における諸活動・諸施設の視察、社会教育に関する住民の意識調査の実施などを活発化し、必要な施策等についての研究調査が大切である。
6 備考	次回開催日：平成24年2月頃

3 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成23年10月3日
3 委員	会長 菅原 洋一 副会長 植木 行宣 委員 日高 薫 他15名 (出席者13名)
4 諮問事項	三重県指定文化財の指定等について
5 調査審議結果	三重県指定候補推薦文化財5件、三重県指定解除文化財1件について調査を実施することとなりました。
6 備考	次回開催日：平成24年2月中旬予定 今後の予定：上記6件について、調査の後、平成24年2月中旬に答申される予定